

岐阜市旅館業法施行細則（新旧対象表）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(営業許可等申請事項の変更等)</p> <p>第3条 旅館営業を営む者（以下「営業者」という。）は、前3条の申請書に記載した事項を変更し、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときは、省令第4条の規定により次に掲げる届出書を10日以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業の全部<u>又は</u>一部を停止したときは、旅館営業停止届（様式第9号）</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(営業者の措置)</p> <p>第3条の2 条例第1条の4に規定する営業者が講ずべき措置の内容は、おおむね<u>次</u>のとおりとする。</p> <p>(1) 条例<u>第1条の4第6号</u>に規定する措置の内容 ア～エ (略)</p> <p>(2) 条例<u>第1条の4第7号</u>に規定する措置の内容 (略)</p> <p>(3) 条例<u>第1条の4第9号</u>に規定する措置の内容 (略)</p> <p style="text-align: center;">(構造設備の基準)</p> <p>第4条 条例第2条第1項の規定による<u>旅館・ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準の内容は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(営業許可等申請事項の変更等)</p> <p>第3条 旅館営業を営む者（以下「営業者」という。）は、前3条の申請書に記載した事項を変更し、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときは、省令第4条の規定により次に掲げる届出書を10日以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業の全部<u>若しくは</u>一部を停止したときは、旅館営業停止届（様式第9号）</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(営業者の措置)</p> <p>第3条の2 条例第1条の4に規定する営業者が講ずべき措置の内容は、おおむね<u>次に掲げ</u>るとおりとする。</p> <p>(1) 条例<u>第1条の4第7号</u>に規定する措置の内容 ア～エ (略)</p> <p>(2) 条例<u>第1条の4第8号</u>に規定する措置の内容 (略)</p> <p>(3) 条例<u>第1条の4第10号</u>に規定する措置の内容 (略)</p> <p style="text-align: center;">(構造設備の基準)</p> <p>第4条 条例第2条第1項の規定による<u>ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準の内容は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>条例第2条第1項第3号に規定する構造設備の基準の内容</u></p>

(1) 条例第2条第1項第3号に規定する構造設備の基準の内容

ア 客室の窓は、十分な大きさを有し、かつ、直接外気に面すること。

イ 客室の扉には、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）が自由に開閉することができなくなる装置を設けないこと。

(2) 条例第2条第1項第4号に規定する構造設備の基準の内容

ア 共同用の入浴設備にあつては、適当な広さの脱衣室を有すること。

ア 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の全てが通過する場所に設けられていること。

イ 玄関帳場又はフロントは、囲い、カーテン等宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていないこと。

(2) 条例第2条第1項第6号に規定する構造設備の基準の内容

ア 客室の窓は、客室の有効床面積の10分の1以上の有効面積を有し、かつ、直接外気に面すること。

イ 客室の天井の高さは、2.1メートル以上であること。

ウ 客室の扉には、宿泊者等が自由に開閉することができなくなる装置を設けないこと。

エ 客室は、動力により振動し、又は回転するベット、横たわっている人の姿態を映すための鏡その他専ら異性を同伴する宿泊者等の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。

(3) 条例第2条第1項第7号に規定する構造設備の基準の内容

ア 浴室又はシャワー室の内部（脱衣場を含む。）が当該浴室又はシャワー室の外から見通すことができない構造であること。

イ 共同用の浴室又はシャワー室にあつては、適当な広さの脱衣室を有すること。

ウ 浴場の床及び床上1メートルまでの周壁は、不浸透性の材料をもって作ら

イ～オ (略)

2 条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める構造設備は、次のとおりとする。

(1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見え、かつ、宿泊者等の全てが通過する場所に設けられていること。

(2) 玄関帳場又はフロントは、囲い、カーテン等宿泊者等との面接を妨げる設備が設けられていないこと。

(3) (略)

(4) 自家用と区分し、かつ、手洗器を有する便所

れていること。

エ 浴室又はシャワー室は、湯気を適切に排気できる適当な大きさの湯気抜きを有すること。

オ～ク (略)

2 条例第2条第1項第8号に規定する規則で定める構造設備は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 自家用と区分し、かつ、流水式手洗器を有する便所

3 第1項の規定は、条例第2条第2項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準の内容について準用する。この場合において、次に表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	条例第2条第1項第3号	条例第2条第2項において準用する同条第1項第3号
第2号	条例第2条第1項第6号	条例第2条第2項において準用する同条第1項第6号
第3号	条例第2条第1項第7号	条例第2条第2項において準用する同条第1項第7号

4 条例第2条第2項に規定する規則で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 飲用に適していることが明らかな水以

外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること。

(2) 便所は、自家用と区分し、流水式手洗器を設けること。

(3) 客室と他の客室、廊下等との境は、壁、板、ふすま等で区画されていること。

(4) 汲取便所の場合は、調理室及び井戸から区画され、かつ、防臭の設備を有すること。

3 第1項の規定は、条例第2条第2項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準の内容について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	条例第2条第1項第3号	条例第2条第2項において準用する同条第1項第3号
第2号	条例第2条第1項第4号	条例第2条第2項において準用する同条第1項第4号

4 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

(2) 法第6条第1項の宿泊者名簿の正確な記

5 第1項の規定は、条例第2条第3項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準の内容について準用する。この場合において、次に表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	条例第2条第1項第3号	条例第2条第3項において準用する同条第1項第3号
第2号	条例第2条第1項第6号	条例第2条第3項において準用する同条第1項第6号
第3号	条例第2条第1項第7号	条例第2条第3項において準用する同条第1項第7号

載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

- 5 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める構造設備の基準は、第2項各号の規定を準用する。
- 6 第1項（同項第1号イを除く。）の規定は、条例第2条第3項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準の内容について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	条例第2条第1項第3号	条例第2条第3項において準用する同条第1項第3号
第2号	条例第2条第1項第4号	条例第2条第3項において準用する同条第1項第4号

- 7 条例第2条第3項に規定する規則で定める構造設備の基準は、第2項第3号及び第4号の規定を準用するほか、客室は収容定員に応じ十分な広さを有することとする。

- 6 条例第2条第3項に規定する規則で定める構造設備の基準は、第4項各号の規定を準用する。
- 7 第1項（同項第1号並びに第2号ウ及びエを除く。）の規定は、条例第2条第4項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準の内容について準用する。この場合において、次に表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2号	条例第2条第1項第6号	条例第2条第4項において準用する同条第1項第6号
第3号	条例第2条第1項第7号	条例第2条第4項において準用する同条第1項第7号

- 8 条例第2条第4項に規定する規則で定める構造設備の基準は、第4項各号の規定を準用するほか、次のとおりとする。

- (1) 客室は、3室以上であること。
- (2) 客室ごとに押入れその他寝具の保管に適切な設備を有すること。
- (3) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。
(適用除外)

第5条 前条第1項第2号エの規定（同条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定は、営業の施設が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1

号に規定する商業地域（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号に規定する都市公園又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内の地域を除く。）にある場合にあつては、適用しない。

（緩和規定）

第6条 法第3条第1項の許可をするときは、省令第5条第1項に該当する施設その他特別の事情により、政令第1条及び条例第2条に定める基準によることができない場合又はこれらの基準による必要がない場合であつて、かつ、市長が公衆衛生の維持又は善良な風俗の保持に支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

（その他）

第7条 （略）

（その他）

第5条 （略）